

平成 26 年度

津山市住宅用太陽光発電システム設置補助制度について

津山市では、津山市地域新エネルギービジョンを策定し、新エネルギーの導入に向けたさまざまな取り組みを進めており、平成 22 年度から住宅用太陽光発電システム（以下、「システム」という。）を設置される方を対象に、設置費用の一部を補助しています。

受 付 期 間

平成 26 年 4 月 28 日（月）～平成 26 年 11 月 10 日（月）（土・日・祝祭日除く）
9 時～17 時まで（12 時 15 分～13 時 15 分を除く）

「補助金交付申請」前に、「事前登録」が必要です。

「事前登録」を行うには、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定による認定を証する書面の写しが必要です。（設備認定）

「事前登録」は先着順で受け付けます。事前登録された後に市から送られる通知書の通知日以降にシステムの設置工事に着手してください。（システムが設置された建売住宅を購入する場合にあっては、当該建売住宅の引渡しを受けてください。）

事前着工は補助金交付の対象となりません。

補 助 金 額

太陽電池モジュールの最大出力値 1 kW あたり 15,000 円（上限 4 kW、60,000 円まで）
最大出力値の小数点以下第 2 位未満の端数は切捨て。
補助金額の千円未満は切捨て。

対 象 者

以下の要件をすべて満たしている方

- 1) 自ら居住する市内の住宅にシステムを設置する方
- 2) 電力会社と電気の需給契約を締結している方又は締結する予定の方
- 3) 市税等をすべて納めている方
- 4) 国が定める国内排出削減量認証制度に基づき二酸化炭素排出削減事業の承認を受けた津山環境倶楽部に入会される方

対 象 シ ス テ ム

以下のすべての要件を満たしていることが条件

- 1) 法第 6 条第 2 項の規定による認定を受けていること。
- 2) 10 キロワット未満であること。
- 3) 低圧配電線と逆潮流有りで連携していること。
- 4) 電力会社と余剰電力の受給契約が結ばれていること。

5) 未使用のものであること。

各種添付書類

事前登録申出時

- ・法第6条第2項の規定による認定を証する書面の写し
- ・システムを設置する住宅の所在地がわかる図面
- ・システム設置工事着手前の状況を示すカラー写真（システムが設置された建売住宅を購入する場合を除く。）
- ・市税等の滞納がないことを証する書面（申請日において発効日から3箇月を経過していない完納証明書の原本）
- ・市内に居住することを誓約する書面（事前登録申出時に市内に居住している方を除く）
- ・委任状（交付要綱に規定する手続きを本人以外の方が行う場合）
- ・津山環境倶楽部入会意思確認票

変更承認申出時（補助金額に変更がない場合でも、登録内容に変更がある場合に提出）

- ・変更内容を確認できる書面

交付申請及び完了報告時

- ・太陽電池モジュールの最大出力の値を証する書面
- ・電力会社との電力受給契約書又は当該契約の内容を証する書類の写し
- ・システム設置後の建物全体及び太陽電池モジュールの設置枚数が確認できるカラー写真（写真で枚数が確認できない場合は、システムの施工図面の添付でも可）
- ・電力受給開始日以後に交付を受けた住民票の写し（原本）
- ・津山環境倶楽部入会申込書
- ・市長が必要と認める書類
 - ・工事内容証明書

留意事項

- 1) 書類の記載事項や添付書類等に漏れがないかご確認ください。書類の不備等があると、事前登録の受付はできませんので、ご注意ください。
- 2) 当該補助金交付に関する書類に使用される印鑑は、すべて同じ印鑑をお使いください。
- 3) 事前登録は先着順です。補助金交付枠を超えても登録できますが、補助金交付の申請ができるのは、交付枠内にある登録者のみとなります。事前登録者名簿に登載された交付枠内の登録者が事業の取りやめを行った場合など、登録者の繰上げがない場合は、工事を完了しても補助金をお支払いすることはできません。
- 4) 市から発送される事前登録通知書に記載された交付申請書の提出期限内に交付申請書を提出してください。

諸事情により期限内に提出できない場合は、事前に理由書を提出してください。

理由書の提出がない場合は、事前登録を辞退したものとみなし、登録を抹消します。

申請手続きの流れ

申請者

(1) 事前登録申出

- ・補助金交付事前登録申出書
- ・法第 6 条第 2 項の規定による認定を証する書面の写し
- ・システムを設置する住宅の所在地がわかる図面
- ・システムの設置工事着手前の状況を示すカラー写真（建売の場合を除く）
- ・市税等の滞納がないことを証する書面（申請日において発効日から 3 箇月を経過していない完納証明書の原本）
- ・市内に居住することを誓約する書面（申出書を提出する時点において市内に居住している者を除く）
- ・津山環境倶楽部入会意思確認票
- ・その他市長が必要と認める書類

津山市

(2) 事前登録受付

- ・申出書の内容を確認の上、受付。事前登録通知書を申請者へ郵送。

(3) システム設置工事着手又は家屋引渡し

- ・事前登録通知書の日付以後に実施。
変更が生じた場合は、事前に変更承認申出書を提出。

(4) 補助金の交付申請（補助金の交付枠内にある方のみ）

- ・補助金交付申請書兼実績報告書
- ・太陽電池モジュールの最大出力の値を証する書面
- ・電力会社との電力受給契約書又は当該契約の内容を証する書類の写し
- ・システム設置後の建物全体及び太陽電池モジュールの設置枚数が確認できるカラー写真
- ・電力受給開始日以後に交付を受けた住民票の写し（原本）
- ・津山環境倶楽部入会申込書
- ・市長が必要と認める書類 工事内容証明書

(5) 補助金の交付決定及び通知

- ・補助金交付枠内にある方の申請について受付・審査。書類不備等がなければ補助金交付決定通知書を送付。

(6) 補助金の請求

- ・請求書

(7) 補助金の交付